

平成21年7月1日に 準都市計画区域 を指定します

(武雄市・小城市・神崎市・みやき町・江北町)

佐賀県では、都市計画区域が指定されていない地域において、無秩序な開発を抑制し、計画的なまちづくりを行うために、平成21年7月1日に武雄市、小城市、神崎市、みやき町及び江北町の5市町において「準都市計画区域」を指定します。

この指定により、都市計画区域と同様に、開発許可が必要な開発面積が現在の1万㎡以上から3千㎡以上になります。また、木造住宅等の小規模な建築物を建築する際にも建築確認・完了検査申請が必要となり、建築基準法の集団規定が適用されます。

これらによって、技術基準に適合した道路、公園、排水施設などが整った良質な開発が行われ、また、建築基準法に適合した建築物による良好な居住環境が実現されます。

準都市計画区域のエリアや建築規制など詳しい内容については、佐賀県及び市町のホームページをご覧ください。また、県の土木事務所、市町の都市計画担当窓口でも資料を準備しています。

【問い合わせ先】

佐賀県 県土づくり本部 まちづくり推進課 計画担当 電話：0952-25-7159
建築住宅課 建築指導担当 電話：0952-25-7165